

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則新旧対照条文

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）	1
警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）	3
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）	4
警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）	5

改正案	現行
<p>（捜査主任官）                  第二十条（略）</p> <p>2 捜査主任官は、第十六条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 留置施設に留置されている被疑者（<u>第三百三十六条の二</u>（引き当たり捜査の際の注意）<u>第一項</u>において「留置被疑者」という。）<u>（</u>に<u>関し</u>同項の計画を作成する場合において、留置主任官（被留置者の留置に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第十一号）<u>第四条</u>第一項に規定する留置主任官をいう。第三百三十六条の二第一項において同じ。）と協議すること。</p> <p>六 七（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>別記様式第二十五号</p>	<p>（捜査主任官）                  第二十条（同上）</p> <p>2 捜査主任官は、第十六条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>一 四（同上）</p> <p>五 留置場に留置されている被疑者（<u>第三百三十六条の二</u>（引き当たり捜査の際の注意）<u>第一項</u>において「留置被疑者」という。）<u>（</u>に<u>関し</u>同項の計画を作成する場合において、留置主任官（被疑者留置規則（昭和三十二年国家公安委員会規則第四号）<u>第四条</u>第二項に規定する留置主任官をいう。第三百三十六条の二第一項において同じ。）と協議すること。</p> <p>六 七（同上）</p> <p>3・4（同上）</p> <p>別記様式第二十五号</p>

視 察 簿	
本 籍 （国籍）	
住 居	
職 業	
氏 名	
生年月日	
罪名及び 受審裁判所	
出所した 刑務所又は 留置施設	
視察理由 及び通知を 受けた日	保 釈 勾留執行停止 年 月 日
裁判所が 付した条件	
備 考	

（用紙 日本工業規格A4）

視 察 簿	
本 籍 （国籍）	
住 居	
職 業	
氏 名	
生年月日	
罪名及び 受審裁判所	
出所した 刑務所又は 留置場	
視察理由 及び通知を 受けた日	保 釈 勾留執行停止 年 月 日
裁判所が 付した条件	
備 考	

（用紙 日本工業規格A4）

改正案	現行
<p>（けん銃の携帯）            第十一条 警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき</p> <p>六 九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（けん銃の携帯）            第十一条 警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 四（同上）</p> <p>五 看守勤務の警察官が留置場において勤務するとき。</p> <p>六 九（同上）</p> <p>2（同上）</p>

改正案	現行
<p>（令第二条の国家公安委員会規則で定める給付等） 第十二条 令第二条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一（二十七）（略）</p> <p>二十八 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項の規定による死亡手当金、同条第二項の規定による障害手当金及び同条第四項の規定による特別手当金（これらの規定を同法第八十二条第二項において準用する場合を含む。）</p>	<p>（令第二条の国家公安委員会規則で定める給付等） 第十二条 令第二条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。</p> <p>一 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律（明治四十一年法律第二十八号）第二十八条第一項の規定による手当金</p> <p>二（二十八）（同上）</p> <p>二十九 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）第七十九条第一項の規定による死亡手当金、同条第二項の規定による障害手当金及び同条第四項の規定による特別手当金</p>

改正案	現行
<p>（警棒等の携帯）</p> <p>第八条 警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、警棒を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき。</p> <p>六 七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（警棒等の携帯）</p> <p>第八条 警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、警棒を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 四（同上）</p> <p>五 看守勤務の警察官が留置場において勤務するとき。</p> <p>六 七（同上）</p> <p>2・3（同上）</p>